

平成21年度第2回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成21年11月24日(火)に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成21年11月24日(火) 14:00~15:00
2. 場 所 パレス神戸(神戸市中央区)
3. 議事要旨

第1号議案：阪神間都市計画新住宅市街地開発事業の変更

【議案の説明】

本地区は西宮市の北部地域に位置し、複合機能を有する良好で健全な新住宅市街地の形成を図るため、昭和52年に新住宅市街地開発事業の都市計画決定を行い、建設大臣の承認を得て昭和53年から都市再生機構が事業を実施している。

今回の変更は、社会経済情勢の変化に的確に対応するよう、土地利用計画や計画目標人口等の見直しを行うものである。

[概要]

- 1 施行区域及び面積の変更(約243ha 約240.6haに変更)
 - ・地区東端520㎡の区域除外及び面積精査に伴う変更
- 2 計画目標人口の変更(12,000人 10,000人に変更)
 - ・緑地の拡大による可住地の減少
 - ・斜面地の住宅計画を、集合住宅から戸建住宅へ変更
 - ・斜面地の眺望を活かしたゆとりある戸建住宅地とするために、戸当たり敷地面積を拡大
- 3 土地利用計画の変更
 - ・北部エリアの宅地を緑地に変更
既存林や斜面地の緑を活かしながら、魅力ある街づくりを進めるため、周辺緑地を拡大する。
 - ・その他公益的施設用地を特定業務施設用地に変更
社会経済の多様なニーズに対応し、複合機能都市の形成を推進するため、その他公益的施設用地の一部約7.0haを事業所等の立地が可能な特定業務施設用地に変更する。
 - ・住宅地内に街区公園や道路を追加配置

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

その他報告事項

播磨、但馬、丹波、淡路地域の都市計画区域マスタープラン等見直し状況について、作業進捗状況、見直しの概要及び今後の予定を報告した。

【主な意見等】

委員から、都市計画区域マスタープランの素案中「主要な都市施設等の整備目標」に記載されている施設についての意見があった。

.....

4．お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政係
078 362 3578

この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、12月下旬には同センターにおいて閲覧する予定です。